

総務省  
7月よりすべての電話利用者から「電話リサイクル料」を徴収  
きこえない人の利用料も設定  
今年度の交付金は約15億円

きこえない人の利用料も設定

日本體力隨筆

第三種郵便物販賣可

57号

内閣府の第54回障害者政策委員会が3月22日にオンラインで開催され、第5期の新体制でスタートしました。委員長には、根岸障害当事者の石川准さん（静岡県立大教授）が選ばれました。今後、国連障害者権利条約の整合性を最優先に据えて議論していく意向です。

同委員会では、内閣府が同月9日に国会提出した障害者差別解消法改正案に基づく基本方針や対応指針の

## 第54回障害者政策委員会

## 石橋副理事長が 連盟からの新委員に

改定作業を討議した他、文化審議会国語分科会のとりまとめや2年後の障害者基本計画の策定等を委嘱。全日本ろうあ連盟からは、石野富志三郎副理事長から委員を交代した石橋大吉副理事長が出席しました。

差別解消法改正案ですが、無理のない範囲で文選する「合理的配慮」の提案を行政機關だけでなく民間企業にも義務付けることとして、新年度から周知のための予算を計上。施行は公布から3年以内にして非(経済界の委員から)ブルが導入されると監修的的資源が乏しい企業の応力の弱さから眞面目に扱める意見がありました。

委員会で、石橋副理事長は「国が四方の連携と総て責任の整理合いになればいいから第三者の評価システムが必要ではないか」と発言。他委員からも「人材養成の育成や好事例のアーカイブ作成を」「女性などとの相談差別事例も歴

促進、会の運営強化を行つていい」との回答がありました。

## 「障害」表記の議論も

文化審議会国語分科会の取りまとめによる「障害」の表記については、「漢字の表記の議論より」社会モデルの考え方を立った、実質的な施策の推進が重要」「書では受け入れられず、「障」なら納得する人もいる」等の発言がありました。

#### 「遠隔手話通訳サービス」を導入

公共職業安定所全国10カ所で  
昨年1月から4カ所のハ  
ローワーク(公共職業安定  
所)で「遠隔手話通訳サー  
ビス」が始まりました。2  
021年度から、聴覚障  
害者利用員込みが多い10  
カ所(青森・栃木・東京2  
カ所・千葉・山梨・愛知・  
兵庫・鹿児島・沖縄)で遠  
隔手話通訳サービスを開始  
し、22年度にはさらに約20  
カ所まで広げる計画を進め  
ています。

厚生労働省の担当者は  
「このサービスを広げます

手話通訳員の構造であり  
現状の手話通訳員による  
訳を代替するものではな  
い。今後は「コミュニケーション  
支援の質を向上さ  
るため当事者の意見を同  
じた」と話しています。  
日本ろうあ連盟は加盟店  
にこの導入のことを周知  
するにむけに「知らない間  
導入されると困ります」と  
ないように事前に都道府  
労働局に当事者団体の要  
議を申し入れることを要  
しました。

民事裁判では、整骨院（加害者と建設会社）が「安藤香さんとの逸失利益の基礎収入は女性労働者の40%」と主張しています。民事裁判のルールでは可能性のみでは認められず、安藤香さんが生きていたら生前にわたって、全日本人の平均以上の賃金を得られることが明らかに根拠を示さないといふ。裁判官が認めるのは難しこうのです（処罰を受けたべき）と裁判官の心情に訴える。刑事案件とは異なります。逸失利益は加害者への罰金ではありません。このため、担当弁護士は現在、「〇〇の取り組みが行われており、この取り組みの効果が現れる」というが確實であり、その結果、成人した1年後はこうした金額に条件で働ける可能性があつたとする一方で、社会に賃金格差がある現状を踏まえて算出したと説いています。

東京都では、施設からの行方不明となり、遺体で見つかった障害児（当時15歳）の親が安全管理の怠慢として、施設の運営主体に損害賠償を求めた訴訟の判決が2019年3月になりました。施設側は知的障害を理由に逸失利益をゼロと主張。裁判長は、障害者雇用促進法で雇用政策が大きな転換期にあり、一般企業への就職を否定すべきではないと指摘。また、賃金格差を無視するのも相当ではなしない逸失利益を障害のない19歳までの平均賃金を採用し算定することを言い渡しました。

## 差別解消法改正案の指針等を議論

石橋副理事長が  
連盟からの新委員に

に反映を」ひいた意見があり、全く今後の検討課題となりました。「踏み込んだ相談や問題の提起を」との意見には、「広報の強化、地域議論会の設置促進、会の運営強化を行っていく」との回答がありました。

# 「基本方針を 検討会スタート」

して、23年度末までに各都道府県に難聴児支援のための中核的機能を有する体制を整備する予定です。検討会はこの整備に重要な役割を持つことになります（昨年度モデル事業が実施された大阪府県と工市で、事業の協議会に加わっていない聴覚障害者団体が3団体あります）。今後の大さな課題です。

が、構成員（大学教授、政・教育関係者など15人）には入っていません。検討会はこの後に3回の開催予定しております、その後、月末を目標に基本方針を定する予定としています。

5月28日に開催予定の回検討会には、全日本ろうあ連盟へのヒアリングも定されており、手話言語位置付けた聴覚障害児の

倉む6人の弁護士とのオンライン会議の書面を交わして弁護団を結成して闘うことになった」との報告がありました。また大阪聴覚障害者協会の大竹浩司会長は4月16日に行われた大阪障害者フォーラムの会議で、この裁判のことを報告し、聴力を要請しました。

## 逸失利益について

平均賃金の約7割と認定しました。女性は事故前は、点字タイプライターによって障害のない人と同等の早さで読み書きができ、日常生活の大半を自力でこなしていたと主張。被告側は、女性は事故当時高校生で具体的な就職先が決まっていらず、障害者全体の平均賃金を元に算出するのが妥当と反論していました。裁判長は見える人と同等の賃金

# 大阪のひう児事故死

### **民事裁判への支援の輪広がる**

本紙前号で大阪府内のある  
う県、井田安彦香さんの事故  
死をめぐって鶴が丘法事裁判を  
起ここじてのひきをねばらせ  
なる」こうの具体性に数字、  
その根柢を集めながら動いて  
います。次回の裁判期日は1  
月26日です。

### 他の障害者の判例